

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（抄）

目次（略）

第一章（略）

第二章 総務省関係

（公職選挙法の一部改正）

第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十六条の四第四項中「第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第八十七条の二、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることのできない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の」を「次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 参議院（選挙区選出）議員の選挙 第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第八十七条の二、

第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となること

のできない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

二 都道府県の議会の議員の選挙 当該選挙の期日において第九条第二項又は第三項に規定する住所に関する要件を満たす者であること及び第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることのできない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

三 市町村の議会の議員の選挙 当該選挙の期日において第九条第二項に規定する住所に関する要件を満たす者であること及び第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることのできない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

四 地方公共団体の長の選挙 第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により当該選挙において公職の候補者となることのできない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書

第三条・第四条 (略)

第三章(第五章) (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 (略)

第二条 (略)

(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後その期日を告示される地方公共団体の議会の議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された地方公共団体の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

第四条～第十六条 (略)

理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。